

「問題だらけの " 美術館 " 」に関する条例案、委員長採決で可決！

沖縄県議会 12月定例会・文教厚生委員会（「県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例案」）審議（12月19日）を傍聴して

2006年12月20日

「美術館問題について大いに語る会」実行委員会代表  
安座間安司（美術批評家）

沖縄県の「美術館問題」が、ひとつの佳境を迎えつつある。このブログの12月6日掲載の、小林純子氏による『「美術館問題」とはなにか？』でも指摘・整理されているように、開館を1年後に迎えた現在、県立の「美術館」をめぐる問題は深刻さを増してきている。

1993年に「基本構想」の検討が始まり、94年2月の県内美術関係者や文化人らが中心になって行われた「沖縄県立美術館建設を考えるシンポジウム」の「県民的問題提起」を受け、95年9月には「基本計画」が策定された。そしてその「基本計画」にのっとり、「現代美術」の拠点として位置付けられた「沖縄県立現代美術館（仮称）」（「県立博物館」との複合施設）が、現在、紆余曲折を経ながらも、来年11月の開館に向け着々と建設が進められている。しかし、その中身はといえば、美術関係者の期待とは裏腹に、ほとんど実態を知らされないまま、これまで「秘密裏」に事が進められてきた。

その中身が明らかになり始めたのは、小林論稿にもあるように今年の5月頃からであるが、詳細はあらためてそちらを見てほしい。この論の焦点は、昨日（12月19日）の県議会「文教厚生委員会」において教育庁が提示した「県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例案」の審議の経過をみることにある。

その「条例案」には、小林論稿が指摘している「問題点」や、これまで筆者をはじめとした美術関係者らによる新聞やシンポジウム等で展開してきた「問題点」は残念ながら考慮・検討されることはなく、「指定管理者制度」導入をめぐる「管理運営」のあり方が提案されている。しかし、その「条例案」が指し示す方向の先にあるのは「問題だらけの " 美術館 " 」としか言いようのないものである。

以下に示すのは、私たちが「問題」だと思っている「県教育庁案」に対して求めてきた " 改善・検討 " 事項の概要である。

- 複合施設とはいえ、単なる「美術館施設」ではなく、独立した機能を持つ「現代美術館」としての位置付けを明確にすること。
- 対外的な信頼性の問題からも、複合施設を管理する「館長」としてではなく、それぞれの「館」に専門の（「美術館」には美術に造詣の深い）館長を配置すること。
- 健全な「美術館」運営を遂行するために、十分な人数の専門学芸員を確保すること。
- 管理運営に関しても、「指定管理者」の拙速な導入については再度検討し直し、「基本計画」の理念が健全に遂行されるよう、県が責任をもってこれにあたること。
- 上記項目について、十分かつ慎重に検討されるよう、「条例案」の拙速な決議は控え、継続審議とすること。

結論から言えば、上記項目は「博物館法」の一方的解釈と「時間切れ」を根拠（理由）に、検討の余地なきものとして省みられることなく、「条例案」はそのまま可決されてしまった。

館の名称も、「複合施設」という観点からと、「現代」が入ると「現代に限定した活動を行う美術館との誤った印象を与えかねない」という「おかしな」理由から、本質的論議もなされないまま一方的に「現代」の名がはずされ、「沖縄県立博物館・美術館」という一元化されたものとなりつつある。これは95年に策定された「沖縄県立現代美術館（仮称）基本計画」の内容にも矛盾するものであり（教育庁はあくまで「基本計画」をふまえていると主張しているが）、実質的な博物館偏重の「複合施設」であることを示すものである。

また同じ「複合施設」という観点から、館長は「博物館・美術館施設」を総括管理する能力に長けた者があたることになり、それぞれの「館」の責任者には「副館長」があたることになった。ここでの問題点は、対外交渉時の信頼性の確保や、企画運営における専門的主体性が確保されるかどうかということだが、そうした点への説明責任（根拠）もあいまいなまま、統括管理（財政難？）の観点から強引な形で「館長」と「副館長」の位置付けが決定された。

専任の学芸員の数についても極端に少ない。博物館は11名（事務職2名を含む）で、美術館はわずか5名の予定である（ちなみに当の教育庁事務局が準備した資料によると、全国の県立の博物館の常勤職員の平均は19名—管理部門を含む。学芸員の数は特に明記されていない—であり、美術館の専任学芸員の全国平均は8人で、管理部門を含めた常勤職員の平均は15名とされている。しかし、その資料には本県の「常勤職員の総数（予定も）」は明記されていないので、今のところ本県の常勤職員の数は実質、学芸員5名と、これもあいまいなままである。今後、もちろん「指定管理者」が入れば増えるであろうが、その判断も「指定管理者」の裁量にゆだねられるので、保障は定かではない）。これではとても「独立した機能を有する "美術館" 」とは言えず、「健全な企画運営」も困難だと思うのだが、教育庁はこの人数でも十分に対応可能と「思われる」としている。

「指定管理者」の導入に関しても、全国の趨勢が導入そのものに慎重であり、かつ多くは導入に際しても財団などの外郭団体が主だが（中には「指定管理者」から直営に戻る例もあるが）、沖縄県は積極的に「指定管理者」=民間（企業）の導入を推進しており、しかも管理部門のみならず企画展示や教育普及にまでその権限範囲を広げるとしている。ここでも健全な企画運営が可能かどうか危惧されるころだが、県は運営においても「県が責任をもってあたる」ことを強調し、「大丈夫」だとしている。しかし、今年1月に出された「沖縄県行政改革懇話会会長から知事への提言」によると、管理運営に関しても可能な限り「指定管理者」=民間の経営手法を積極的に導入することが推進されている。

総じて、教育庁の対応（条例案）は、どうみても根拠が不明瞭（で無責任）としか思えない箇所が散見されるにもかかわらず、「博物館法」の一方的解釈を根拠に、無理やり「理解を求めたい」の一点張りです事を進めようとしている。

こうしたあり方に対し、昨日の「文教厚生委員会」では、野党議員からも、そもそも「博物館法」の解釈に「偏向」があり、その代案として修正案が出されたが（それによると、財政上の問題もクリアした上で、両館に専門の館長を置くことも可能であるが）、そうした明確な根拠を持った「正論」も顧みられることなく、ほとんど強引に「委員長採決」という形で「条例案」は可決されてしまった（議論はかなり白熱していたが）。

私たちは、これまでもこのような拙速で強引なやり方では、財政難以上の問題や混乱が起こりかねないとして、知事宛への署名や陳情も行ってきたが、結局それらもまったく考慮・検討されなかったようである（実際、すでに現場にいる学芸員から支障が出始めていることが報告されているのにである）。本当に残念で、情けないというしかない。

本「条例案」は12月22日（金）の本会議で最終採決される予定である。